

議案第2号

尾張都市計画地区計画の変更（小牧市決定）

都市計画東部地区計画を次のように変更する。

名 称	東部地区計画
位 置	小牧市大字大草の一部
面 積	約10.89ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、市中心部から東へ約8kmに位置し、市道小牧東部中央線沿線の先端産業を主とした工業系の土地利用を進めている地区である。</p> <p>本地区を含む市の東部地区一帯は、あいち学術研究開発ゾーンの拠点として開発整備を誘導していく地区として位置付けられており、これを受けて、本市では、東部地区を本市の発展を牽引する戦略的地区と位置づけ、自然環境の保全に配慮しつつ、生産機能・研究開発機能を中心とした複合的な拠点作りを目指している。</p> <p>本地区の周辺には豊かな自然環境も多く残っており、名古屋造形芸術大学、愛知文教大学などの教育施設や総合公園市民四季の森、リサイクルプラザなどの公共施設も立地している。</p> <p>そのため、本地区計画は周辺環境とも調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>周辺環境への影響に留意するとともに、先端産業を主とした工業系の土地利用に純化することにより、周辺地域と調和した良好な工業環境の形成と保全を図る。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区施設は良好な工業環境と都市機能の充実を図るため、東部地区整備事業により計画的に整備するとともに、その機能が損なわれないよう維持・保全に努める。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>工業団地として良好な環境を維持するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限により、必要な規制と誘導を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 物品の製造（加工又は修理を含む。）又はその研究開発の事業の用に供される施設。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号に規定する工場 ロ 倉庫又は荷さばき場 (2) 前号の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は都市計画道路小牧東部中央線については5メートル以上、それ以外の道路については3メートル以上、また隣地境界線までの距離は1メートル以上としなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩は、原色や蛍光色等の刺激的な色彩を避け、周辺の景観と調和したものとする。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

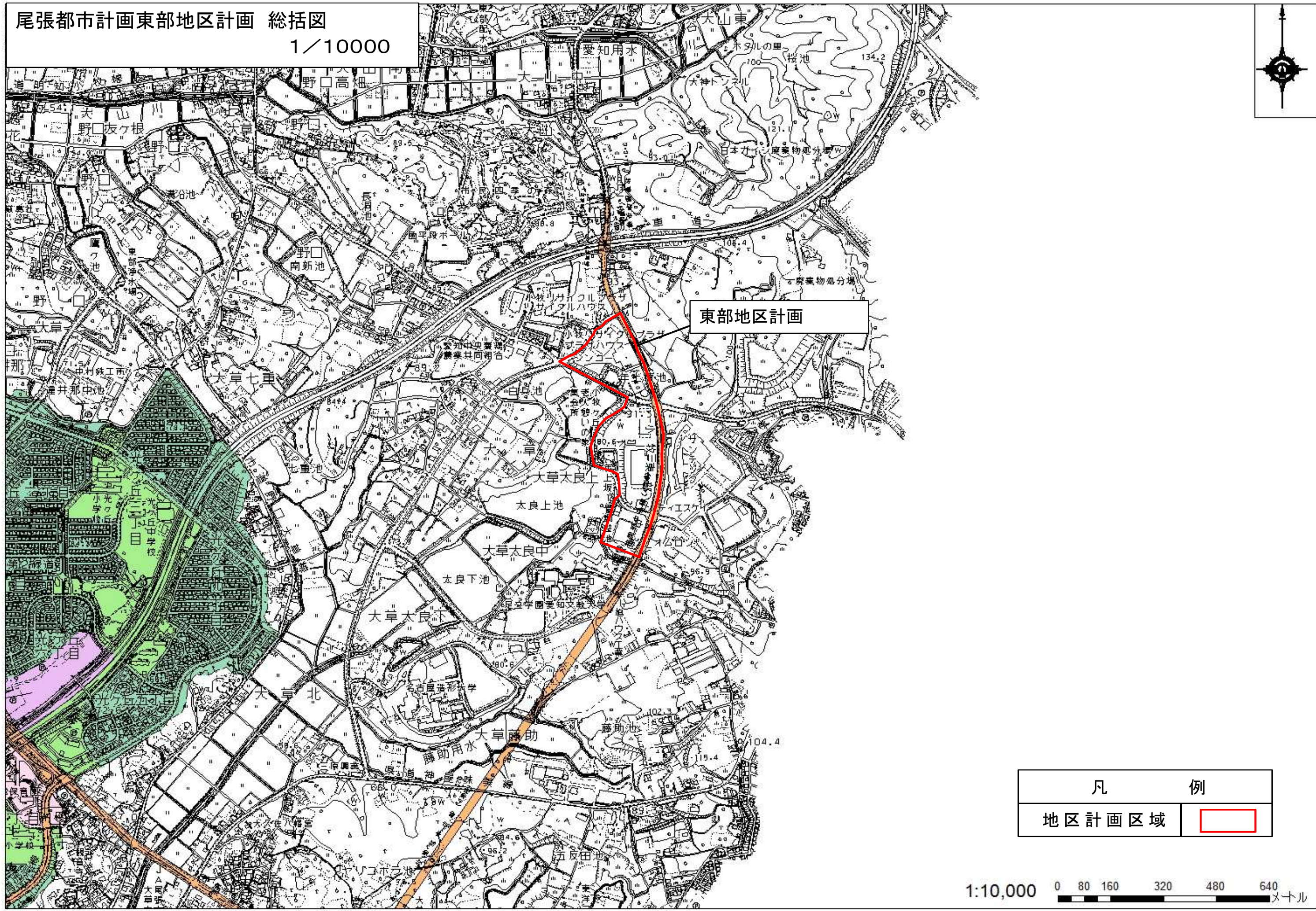
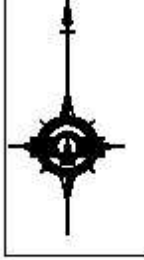
理由

建築基準法の改正に伴い、建築物の用途の制限を変更するものである。



尾張都市計画東部地区計画 総括図

1/10000



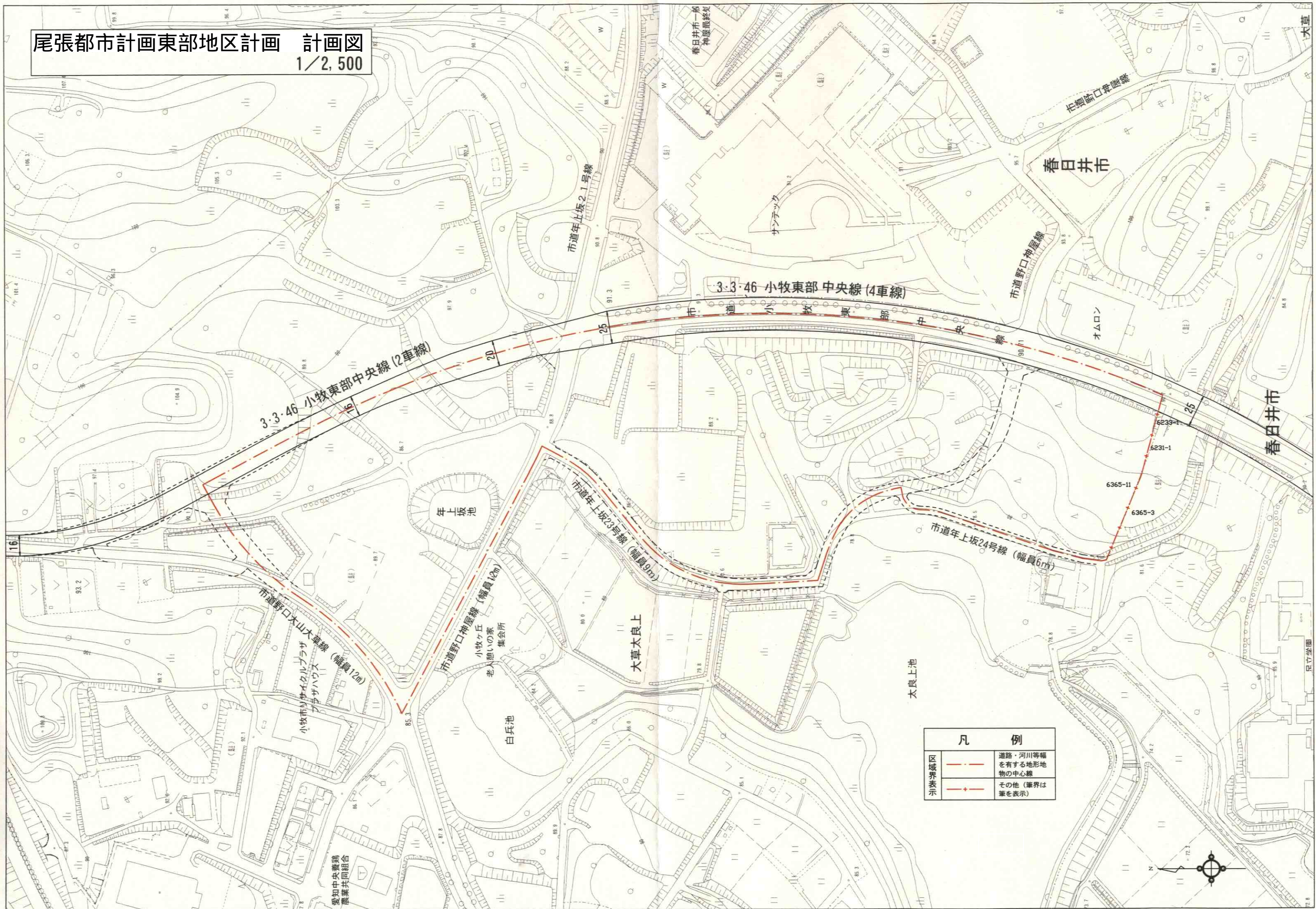
東部地区計画

凡	例
地区計画区域	

1:10,000 0 80 160 320 480 640メートル



尾張都市計画東部地区計画 計画図  
1/2,500



3-3-46 小牧東部中央線 (2車線)

3-3-46 小牧東部中央線 (4車線)

市道年上坂21号線

春日井市

春日井市

年上坂池

市道年上坂23号線 (幅員9m)

市道年上坂24号線 (幅員6m)

市道野口神屋線 (幅員12m)  
小牧ヶ丘  
老人憩いの家  
集会所

大草太良上

大良上池

白兵池

市道野口大山大草線 (幅員12m)  
小牧市リサイクルプラザ  
プラザハウス

愛知中央養鶏  
農業共同組合

凡 例	
区境界表示	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線
	その他 (境界は筆を表示)

